

第1回 鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者選定委員会 会議録

日 時：令和6年（2024年）6月27日（木） 10：00～11：35

場 所：鎌倉市役所 全員協議会室

出席者：【鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者選定委員】

村井委員長、西村副委員長、伊藤委員、平沼委員、佐渡委員

【事務局】

島田文化課長、丸山課長補佐、大庭職員、里原職員、高宮職員

審査案件：

- 1 委員長・副委員長の選任
- 2 議題
 - (1) 募集要項等の説明（事務局から）
 - (2) 審査方法の確認
- 3 今後の予定について

○審査内容

開会后、各委員への委嘱状の交付、委員及び事務局職員の紹介を行った。

続いて、委員長・副委員長の選任について、協議の結果、互選により村井委員を委員長に、西村委員を副委員長に選任した。

次に、会議の公開、傍聴の許可、会議録の取扱いについて協議を行った。第2回選定委員会での応募者プレゼンテーション及びヒアリング部分のみ公開とし、その他の審議に係る部分は非公開とすること、議事録は要点筆記とし、委員名は伏せて公開することを確認した。

次に、募集要項等について事務局から説明を行った。主な質疑は次のとおり。

委員：指定管理期間が5年間の理由は何か。5年後の社会情勢は予測しづらいため、リスクが大きいと思う。

事務局：指定管理者制度を所管する行政マネジメント課において、5年間を標準としているため準拠した。

委員：短期間では成果が上げられない。指定管理者のためにも5年は必要で、全国には7年や10年に設定している施設もある。

委員：指定管理料について、前期から25%の増は他の施設でもそうか。他市では賃金スライド制を導入している事例もある。鎌倉市ではどうか。

事務局：他施設の状況は未確認である。総務省資料等を基に、5年後までの物価等の上昇を見込み、積算している。

委員：指定管理料の5年間総額は固定なのか。5年後の情勢は分からないが、今回決定した金額で不足した場合、市からの救済措置等はあるのか。

事務局：指定管理料は5年間総額として議会の議決を得る必要があるため、固定である。但し、社会情勢の急激な変化など追加で要する費用が発生した場合、指定管理者と協議の上、リスク分担金で対応することができる。

委員：条例改正で利用料金の上限を 1.5 倍にしたとのことだが、全体的な流れとして 1.5 倍は受け入れられているものなのか。利用者への影響は大きいのでは。

事務局：利用料金の改定についても、市で一定の基準を行政マネジメント課が定めており、その基準の上限が 1.5 倍となっている。上がり幅が急激にならないよう、利用者の理解が得られる範囲というところから 1.5 倍の改定とした。

委員：指定管理料に関して、この 5 年間のコロナ禍においてどのような対応をされたのか確認したい。来館者数が減っているなかで、他の文化施設だと初年度だけ補填をしているといった事例もあるが、鎌倉市ではどうだったか。

事務局：コロナ禍においては、休館をした場合においてはその間の経費等について市が補填をしたが、来館者数の減少に対する補填はしていない。一方で、令和 4 年度から開始した市民無料化で無料になった市民利用者分についてはリスク分担金として、市が負担した。

委員：利用料金に関して、1.5 倍というのは最大限の目途であって、反対に言うとその範囲のなかで応募者が料金設定を提案してくると思う。その際、上限額で提案してきた場合、ヒアリングのなかで厳しい質問も出てくると思う。

委員：設置目的には「鎌倉市における映画文化の発展に資する」とあるが、記念館の形を取ってはいるが、映画文化に関するこうした文化施設は大変稀な存在だと思う。そういった点を考えると、鎌倉市における映画文化というよりも、今後はもっと広い意味での映画文化の発展に寄与するという点でも力を尽くしていかなければ、存在意義をアピールすることができないのではないかと。

事務局：今回の募集要項では、例えば鎌倉市の平和意識の醸成に関する事業を含めたところであるが、鎌倉市民だけでなく全国的に発信していったほしいと考えている。また、都市提携や国際交流といった観点を踏まえた事業も今後求めていきたいと考えている。

委員：利用者のうち市民の割合を教えて欲しい。

事務局：およそ 10% である。

委員：市民無料化後に割合の変化はあったか。市民向けの広報等についてどのような体制で臨んでいるのか伺いたい。

事務局：無料化以前は統計を取っていなかったため、具体的な数値は分からないが、増加傾向にはないと感じている。市の広報紙や SNS など発信していければと思う。

委員：施設の性質上、選定において競争が起きにくい施設ではないかと思う。指定管理料や利用料金の設定において、競争が起きれば様々な提案があるはずだ。競争を起こすような形で市民を意識した文化振興にしていくのか、あるいは広い意味で日本全体の文化向上に資するような形で考えていくのか、市の方針が重要になると思う。今回の選定に関しては、この募集内容で特に問題ないと思う。

次に、審査方法について事務局から説明を行った。主な質疑は次のとおり。

委員：昨今ハラスメントが問題になっているが、独立した審査項目にしてはどうか。

委員：ハラスメントについては個別に項目立てせず、ヒアリングで聴取しようかと思う。

委員：ハラスメントは法令等違反の有無の箇所で確認できればよい。

委員：応募者は審査基準のどこまでを知りえるのか。

事務局：審査項目表のみ公開する。

委員：審査番号3と番号8の両方で資格者の配置について評価ポイントが設定されているが、この重複についてはどのように捉えるべきか。

事務局：番号3は映像・映画に関する課程を履修し卒業している者の配置について、番号8については業務内容明細で定める電気工事士等の施設管理に必要な資格者の配置について確認してほしい。

委員：様式4－2評価ポイント「市が抱える課題」とは何か。

事務局：市民のための施設であることから、市民の利用を促進したいと考えており、そういった観点から事業に取り組んでほしい。また、例えば周辺地域に観光客が利用できるトイレが少ない問題について、公共施設として観光客へトイレを貸出すといった対応をお願いしたいと考えている。

委員：様式4－5，6評価ポイント「個々の事業の収益性」とあるが、すべての事業に収益性を求めるのか。

事務局：記念館の性質上、必ずしも収益性がなくとも、文化的芸術的に公共施設として必要な事業があると思う。収益がある事業を行い、そういった収益の上まらない事業について還元していく形が望ましいと考えている。

委員：様式6－2評価ポイント「市民参加」について、今の市民参加の状況を伺いたい。

事務局：友の会を設置しており、旧和辻邸の開放時などにボランティアとして参加していただいている。

委員：他施設との連携による機能強化についてどのように考えるか。

事務局：協定の締結等を行っていないが、近隣の文化施設との連携事業は実施している。

委員：映画文化の発展に繋がるような、他施設との連携はあるのか。

事務局：国立映画アーカイブの優秀映画推進事業や、小津安二郎監督の関連イベント等への参加をしている。

委員：もう少し連携の強化をして、記念館の知名度を上げていく必要もあるかと思う。

委員：アウトリーチ活動について伺いたい。商業施設としての映画館も減っているなか、映写技師等の人材も揃っている記念館として、市民を意識しつつアウトリーチ活動を広げていく必要があるかと思う。募集要項を見ると、その観点が弱いように感じる。

委員：記念館には成長発展してほしいと思う。映画の世界状況も含めて、今後記念館をどうしていくべきなのかを市は考える必要があり、応募者にも提案してほしい。

委員：鎌倉市の文化施設は非常に価値があって面白いが、どのように生かしていくかが方針として見えづらい。アウトリーチに関しては、業務仕様書5ページ目「企画及び実施に関する業務」に、文化資産である映像文化の普及を他機関と連携して行っていく等の文言で補ったらいいかと思う。

事務局：修正する。

委員：審査のボーダーラインを70点に設定しているが、他施設でも同様か。

事務局：文化課所管施設に関しては、すべて70点に設定している。

委員：デジタルシネマ機について、本来市が用意すべきと思うが、現状用意がないということで指定管理者が持ち込んでいると前回伺った。この点について意見を付したい。

事務局：デジタルシネマ機は、現在指定管理者の負担により設置しているが、今回の募集にあたっては、この状況を適正化すべく、指定管理料に設置費用を計上した。

各委員からの指摘事項については、事務局が修正案を作成し、委員長の確認を経た上で確定させることで了承を得た。

最後に今後の日程等について確認した。

以上で、本日の委員会は終了した。